

犯罪被害給付制度に関する取扱い要領の制定について（例規）

〔昭和55年12月25日〕
兵警務例規第26号

犯罪被害給付制度に関する取扱い要領を、下記のとおり定めたので、本制度の趣旨を十分理解し、その運用に誤りのないようになされたい。

記

第1 趣旨

この要領は、犯罪被害給付制度の迅速適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

犯罪被害給付制度の運用については、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。） 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）及び犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第3 運用上の心構え

犯罪被害給付制度の運用に当たっては、犯罪の被害者又は遺族及びその他関係者の心情及び立場を十分に理解するとともに、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の事務が適正かつ迅速に行われるように努めなければならない。

第4 申請の受理等

1 警務課長による申請の受理

(1) 警察本部警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、法第10条第1項に基づき被害者又は遺族（以下「申請者」という。）から遺族給付金支給裁定申請書（規則様式第1号） 重傷病給付金支給裁定申請書（規則様式第2号）又は障害給付金支給裁定申請書（規則様式第3号）（以下「裁定申請書」という。）の提出を受けたときは、これを受理するものとする。この場合において、裁定申請書の受付欄に受付年月日及び受付番号を記入するものとする。

(2) 警務課長は、前記(1)の規定により受理した裁定申請書に不備があるときは、申請者に対して、十分な教示を行い、相当の期間を定めて当該裁定申請書の補正を求めるものとする。

2 警察署長による申請の受理

(1) 警察署長（以下「署長」という。）は、法第10条第1項に基づき申請者から裁定申請書の提出を受けたときは、これを受理するものとする。この場合において、裁定申請書の受付欄に受付年月日、警務課長から交付を受けた受理番号及び警察署名を記入するものとする。

(2) 署長は、前記(1)の規定により受理した裁定申請書に不備があるときは、前記1の(2)の規定に準じて、当該裁定申請書の補正を求めるものとする。

(3) 署長は、前記(1)の規定により申請者から裁定申請書を受理したときは、速やかに

当該裁定申請書を遺族・重傷病・障害給付金支給裁定申請書受付報告書(様式第1号)に添付の上、警務課長に送付するものとする。

第5 受理後の措置

警務課長は裁定申請書を受理し、又は署長から受理した裁定申請書の送付を受けたときは、次に掲げる措置をとるものとする。

1 裁定のための調査

裁定申請に係る事案の内容を把握し、又は裁定資料を収集するため必要があると認めるときは、法第13条第2項の規定に基づき、犯罪被害給付関係事項照会書(様式第2号)により、関係所属長及び関係機関の長に照会して、その報告を求めること。

2 裁定案等の作成及び提出

(1) 裁定案

法第11条第1項の規定に基づき兵庫県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の裁定を受けるときは、犯罪被害者等給付金支給裁定検討票(様式第3号)及び犯罪被害者等給付金支給裁定案(様式第4号)を作成して、公安委員会に提出すること。

(2) 仮給付金支給決定案

法第12条第1項の規定に基づき仮給付金を支給することが適当であると認めるときは、仮給付金支給決定案(様式第5号)を作成して、公安委員会に提出すること。

(3) 申請却下案

法第13条第3項の規定により申請を却下することが適当であると認めるときは、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下案(様式第6号)を作成して、公安委員会に提出すること。

3 処理簿の備付け

裁定申請に係る処理経過及び結果を明らかにするため、処理簿(様式第7号)を備付け、必要事項を記録しておくこと。

第6 損害賠償を受けた旨の届出の取扱い

1 届出の受理

警務課長及び署長は、規則第17条の規定により申請者から損害賠償を受けた旨の届出を受理したときは、当該届出に係る書面に同条各号に掲げる事項が記載されているかを確認するとともに、当該書面に不備があるときは、申請者に対して、当該書面の補正を求めるものとする。

2 警務課長への送付

署長は、前記1の規定により申請者から届出に係る書面を受理したときは、速やかに当該書面を警務課長に送付するものとする。

第7 関係署長の措置

1 照会に対する回答

署長は前記第5の1により照会を受けたときは、捜査結果に基づき、速やかに犯罪被害給付関係事項回答書(様式第8号。以下「回答書」という。)を作成し、警務課長に送付しなければならない。

なお、他府県からこの種照会に対し回答するときは当該回答書の写しを、警務課長に送付するものとする。

2 該当事案等の発生報告

署長は自署管内において法第2条第1項の規定に該当する事案又は、これに類似する事案の発生を認知したときは、速やかにその状況を警務課長に通報しなければならない。

第8 不服申立ての取扱い

警務課長は、申請者から法第21条の規定に基づき不服申立てがあったときは、公安委員会に報告するとともに、速やかに不服申立事案発生（終結）報告書（様式第9号）により国家公安委員会に報告しなければならない。事案の処理を終結したときも同様とする。

なお、署長に不服申立てがあったときは、署長は直ちに警務課長を経て本部長に報告してその指示を受け、必要な措置をとるものとする。

第9 留意事項

犯罪被害給付制度の運用に当たっては、特に次の点に留意しなければならない。

- 1 捜査の秘密保持に細心の注意を払い、捜査の遂行に支障を及ぼすことのないように配慮すること。
- 2 被害者その他関係者の利害や権利に直接関連するものであることを認識し、平素から法令の研さんに努めること。
- 3 被害者、遺族等の心情を十分理解し、不用意な言動や不適切な取扱いは厳に慎むこと。
- 4 犯罪被害者等給付金の支給の対象となる事件を確実に把握するとともに、当該給付金の支給対象者に対して犯罪被害給付制度に係る情報の提供を行うよう努めること。